

給与支払報告書や償却資産申告書は eLTAX で電子提出を！

～給与支払報告書の提出について～

- ◆給与支払報告書を eLTAX（地方税ポータルシステム）で提出すると、翌年度の特別徴収税額通知の内容を電子データで受け取ることができます。
- ◆特別徴収税額通知を電子データで受け取っている場合、地方税共通納税システムで電子納税する手続きがより簡易になります（入力項目が減少し、省力化できます。）。
- ◆紙で提出する場合は、必ず令和5年度の様式を使用してください。旧様式では正しい金額で課税がされないおそれがあります。

<提出にあたりご留意いただきたいこと>

○ 法令上の提出期限は1月31日です。早期提出にご協力をお願いします

1月25日頃から提出が非常に集中するため、提出後のお問合せ等に対応することが困難になります。早期提出にご協力ください。

○ eLTAXで提出する際の市区町村コードは「141003」（横浜市のコード）です

eLTAXを利用して横浜市に給与支払報告書を電子提出する際は、提出先の市区町村コードは「141003」（横浜市のコード）としてください。横浜市では、給与支払報告書は特別徴収センターで一括して収受しています。

○ 納入書は前年度の納入方法にあわせて送付しています

横浜市では、個人住民税（特別徴収分）の納入書は給与支払報告書（総括表）の「納入書の送付」欄の記載内容によらず、事業者様の前年度の納入方法にあわせて送付を決定しています（電子納税をされている事業者様には納入書は送付していません。）。

○ 退職等により普通徴収とする場合の入力方法

横浜市では特別徴収の推進を行っておりますが、退職等の事由により普通徴収とする場合は、給与支払報告書の「普通徴収」欄にチェックし、摘要欄に普通徴収切替理由に該当する符号（「普A」～「普F」のいずれか）を入力してください。未入力の場合、特別徴収となる場合があります。

【お問合せ先】

横浜市特別徴収センター（財政局法人課税課）

〒231-8314

横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階

電話：045-671-4471

受付時間：8時45分～17時15分（土・日・祝日・休日・年末年始を除く）



横浜市 特別徴収

検索

～償却資産申告書（固定資産税）の提出について～

令和5年度分の提出期限は、令和5年1月31日（火）です！

<よくある質問>

Q1 申告書にマイナンバー・法人番号の記載は必要ですか？

A1 個人の方はマイナンバー、法人は法人番号を記載していただきます。

Q2 当社は横浜市内の複数の区に事業所を持っています。申告書は全市分を1枚にまとめても良いですか？

A2 資産が所在する区ごとに申告書を作成し、全て償却資産センターに提出してください。

【お問合せ先】

横浜市償却資産センター（財政局償却資産課）

〒231-8343

横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル 5階

電話：045-671-4384 Fax：045-663-9347

受付時間：8時45分～17時15分（土・日・祝日・休日・年末年始を除く）

※区役所では受け付けておりませんのでご注意ください。



横浜市 償却資産センター

検索

上記書類の提出は、便利な電子申告（eLTAX）をご利用ください！<https://www.eltax.lta.go.jp/>

エルタックス 検索

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、窓口に向かず次回の納付方法で市税の納付ができます。

・地方税共通納税システム ・ペイジー納付 ・クレジット納付 ・スマホ決済

横浜市税 納付方法 検索